

明治期漢文教育史における長尾雨山

木村 淳

はじめに

明治期漢文教育の展開を考察する上で教科書検定を担当した人物の存在は軽視できない。明治五年（一八七二）公布の「学制」では教科書は自由採択であったが、明治十年代に文部省が教科書の統制を次第に強め、十九年（一八八六）には検定制度が始まった。師範学校、中学校、高等学校、小学校の教科書が対象となり、その後小学校のみが三十六年（一九〇三）より国定制度となった。教科書検定は各学校の教則に基づくことが法令により定められたが、漢文科に関する規定は目標を示すのみで具体的な指示は少なく、教科書編集、教材選択の可否は最終的に検定を担当した文部省の図書審査官によって決められていた。そのため検定担当者の漢文教育観や教育界における活動を調査することも明治期の漢文教育の変遷を明らかにするために必

要となろう。そこで本稿では検定担当者の中から、近代日本を代表する書画家、漢学者の一人である長尾雨山を取り上げる。

長尾雨山（一八六四—一九四二）、名は甲、通称楨太郎、字を子生といい、号に雨山等がある。讃岐高松の人。東京大学古典講習科を卒業後、学習院教師、東京美術学校講師、第五高等学校教授、東京高等師範学校教授等を歴任した。雨山の名前は、教育史において明治三十五年（一九〇二）に発生した、教科書採択をめぐる贈収賄事件である教科書疑獄事件を論じる際に挙がることが多い。当時東京高等師範学校教授であった雨山は文部省総務局図書課に属し図書審査官を兼任していたため、この事件に巻き込まれた。このことについては樽本照雄氏の研究があり、雨山が冤罪であったことが明らかにされている⁽¹⁾。また同氏によって雨山が上海に移住した後、日本の教科書編集の技法を中国に伝

えたことも論じられている⁽²⁾。これは雨山が『尋常小学日本歴史』(小林八郎、明治十九年三月)等の教科書編集に携わり、教科書検定に従事していたからこそ成し得た貢献である。このように樽本氏を初めとする研究により雨山が教科書検定を行っていたことは知られていたが、その詳細についてはまだ検討の余地がある。検定制度の実態を明らかにする資料の一つが、検定に用いられた漢文教科書に残されている図書審査官の修正意見である。これは他教科の研究ですでに活用されているが、漢文科では部分的な紹介であったので、筆者は以前それらをもとに明治期全般における中学校用、女子用の漢文教科書に対する検定項目を整理した⁽³⁾。しかし、各担当者の審査の傾向を検討するにはまだ至っていない。そこで本稿ですでに紹介したのも含めて、長尾雨山の修正意見に改めて着目し、その検定の基準を明らかにしたい。

その考察には、杉村邦彦氏が第五高等学校関係文書から発掘した、雨山の漢文教育観を知る上で貴重な資料である「漢文科二就テノ希望」(以下「希望」と略す)という文書が手がかりとなる⁽⁴⁾。これは雨山が明治三十年(一八九七)に第五高等学校着任後にまとめた中学校、高等学校における漢文教育の改正案である。本稿ではまず「希望」に述べ

られた教授法の特質について、明治期の中学漢文教科書の傾向をふまえて検証する。次に、同文書に見られる第五高等学校漢文科の教科用図書改正案の内容について、明治期の中学、高校用漢文教科書との比較から考察する。最後に雨山の教科書検定の基準を検討する。これらのことによって、従来あまり論じられてこなかった、長尾雨山の検定基準や漢文教育の領域における活動の一側面が浮かびあがるだろう。そしてその活動が漢文教育史においてどのような位置付けになるのか、考察を加えたい。

一 漢文教授法の改正案

杉村氏は、長尾雨山が教科教育学に関する専門的な学識を体得したのは明治三十年九月から同三十二年(一八九九)十月まで第五高等学校教授として熊本に在任していた間のことであると指摘する⁽⁵⁾。その間にまとめられた雨山のいくつかの業績が氏の論考に紹介されている。本稿では明治三十年に書かれた「希望」の内容を検証していくが、まず明治二十九年(一八九六)までの中学校と高等学校の教育課程に漢文が組み込まれた経緯を簡単に述べておく。

明治五年(一八七二)の「学制」では漢文は教科や学習内容から外されたが、十年代に入り功利主義的な教育の見

直しから儒教道徳を根幹に据えた教育方針が復活した。こうした道徳教育重視の風潮の中、漢文は教育課程に盛り込まれた。小学校は十四年（一八八一）公布の「小学校教則綱領」により読書科で漢文の指導が可能になったが、十九年公布の「小学校ノ学科及其程度」では漢文が削除された。中学校は同年の「中学校教則大綱」では初等科、高等科の二段階編制となり、いずれも和漢文科が設置された。続いて同年の「中学校令」により中学校は尋常中学校と高等中学校とに分けられ、同年の「尋常中学校ノ学科及其程度」では和漢文科が国語及漢文科に改称された。その後明治期において教科名の変更はない。高等中学校は二十七年（一八九四）の「高等学校令」によって高等学校となった。漢文を扱う教科名は高等中学と同じく国語及漢文科である。高等中学校では帝国大学に進むための本科の他に「法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科」⁽⁸⁾、つまり専門学科を設けることができた。しかし高等学校は「専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」⁽⁹⁾と改められ、専門学科が本科となった⁽¹⁰⁾。なお、雨山は五高で大学予科漢文科の主任をつとめた⁽¹¹⁾。

このように明治十年代に公教育の場に漢文の指導や教科が組み込まれ、明治二十年代に入ると漢文教育の意義や目

的について議論が始まる。深井鑑一郎は、中学校の漢文科の目的は「漢文学の趣味を知らしめ、漢文法を評悉せしめんととの趣旨にはあらず。主に、文字の練習と、読書理解力とを養成し、旁ら作文の資となさしむるに在り」⁽¹²⁾と述べている。中学生の漢文学習は読解力の養成と和文による作文の思考力、語彙力の向上を目的とするという見解である。深井と同様の認識は他の編者にも見られた。その後、明治二十七年の「尋常中学校ノ学科及其程度改正」により漢文は国語の補助であると位置付けられ、語彙数を増やし、作文の思考力を高めることが目的であると定められた。そして指導内容から「書取」が削られ、明治四十四年（一九一〇）の「中学校教授要目改正」に再び盛り込まれるまで、漢文を書くことの指導が教則上からしばらく消えることになった。明治十年代は漢文を書くための教科書も編まれていたが、二十年代に入り漢文を書くことが指導内容から外され、さらに国語の補助という位置付けとなり、漢文教育の大きな転機を迎えた。このような漢文教育の早急な改革が必要とされた時期にまとめられたのが、雨山の「希望」である。次にその内容について検討していきたい。

「希望」はまず本邦の文章の多くに漢文が根底にあることから説き起し、中学、高校での漢文学習の意義を述べ

る。尋常中学校を卒業して「世上の業務ニ従事スルモノ」⁽¹³⁾にとつても漢文の素養を深めることは「一般中学教育トシテ務ムベキ要件ニ属ス」とする。そして上級の高等学校に進学し大学を卒業して国家有為の学者となり、社会の中流以上の品位を持ち、学術的意見を記述、表明する地位に立つものにとつては「漢文ノ素養ヲ深厚ナラシムルヲ務ムルハ必要ノ事ナリ」とする。修業年限は中学が五年であるのに対し高校は三年と短く、高校では専門の教科もあり漢文に時間をあまり割くことができないため、中学校で基礎を固めなくてはならないが、漢文科は教授法が定まっていなことが欠点であると指摘する。高等学校で教鞭を執っていた雨山は、漢文の基礎を固める中学校での教育も改めなければならぬと認識していた。

続いて雨山は「漢文科の教授ハ達者ニ之ヲ読ミ、達者ニ之ヲ述ブルヲ得セシムルヲ旨トスルニ在リ」と漢文科の目的を述べ、それを達成させるための教科書と教授法について具体的な改正案を提案している。まず教授法から見ていく。漢文の教授法は「自在ニ達読シ得ルヲ旨トシ」、講読の際に「造語ノ法」、「虚字ノ用法」、「文典文法ノ概要」を示し、「漢文ノ構造法」を理解させる方法を提唱している。明治十年代の教科書には鑑賞のための評語や、文章の構成

に関する説明がしばしば見られ、二十年代の教科書になると和漢対照、和文漢訳等の比較によつて漢文の構造を理解させる試みが行われるが、語法的な観点から漢文の構造を把握させる方法はまだ出ていなかった。教科書で語法理解の工夫が盛んになるのは明治三十年以降であり、雨山の提案した教授法は先駆的な位置にある。

構造理解の方法の一つとして、雨山は上級者に復文を課すことを提案する。復文は書き下し文を原文に戻す学習法であり、明治十年代には復文専門の教科書（杉浦正臣編『漢文習文活法』上下巻、青木輔清、明治十五年（一八八二）十二月、認可制度下で採用可）も編まれていたが、前述のように二十年代に入ると中学校での漢文科は読解の指導を中心にするのが教則で規定されたことにより、教科書内の作文の練習問題は二十年代に数を減らした。構造把握のために復文が漢文教科書に盛り込まれるのは明治三十五年発行の国語漢文研究会編『中等漢文教科書』五卷（明治書院）に始まり、その後四十年代には多くの教科書が取り入れることになる。この復文の再評価が雨山の教授案の中で時代を先取りしたものとして注目される。

漢文教育に関する議論が始まりつつあった時期に書かれた雨山の「希望」は、同時代の教科書編者達と同様の問題

意識が見られる。そして語法の指導を中心とした教授法や復文の再評価等に時代を先取りした側面が確認できた。次に同文書に見える五高の教科書改正案の特質について明治期の中学、高校の教科書と比較して考察したい。

二 漢文教科書の改正案

雨山は「目今已成ノ漢文読本等」の改良を説き、「訓点注解等ナキ白本」を用いるべきであるとする。明治二十年代までの教科書を見ると、高校用では注解は付けられないことが多く、訓点も返点程度で白文の教材が主であった。中学校用は初級者を対象とするため、注釈には工夫がなされ、別冊として字引も編まれていた。訓点は全巻に施されているものや、学年が上がるごとに段階的に減らしていくものがあり、編者の判断で効果的な使用法が模索されていた。この雨山の提案は高度な要求であるため、全巻白本の教科書は明治期の中学、高校用のものでは編まれることはなかった。

教材の配列については、初年級は短句短文から始め、次に長文に進むという編集方法を提案している。中学校では明治十年代からすでに難易度を考慮した配列が見られたが、入門用でも数行にわたる教材も多く、さらに短い教材

の効果的な活用を想定していたと考えられる。漢文の入門教材として格言という短句が用いられるのは、雨山の提案よりやや早く、明治二十九年発行の指原安三編『漢文読本』十卷（普及舎）からである。⁽¹⁶⁾ 雨山の短句短文の活用に関する提案も漢文教育史においては早い時期のものと思えることができるだろう。

次に「希望」に記された大学予科漢文科の教科書改正案を見ていきたい。一部の法科は、一年では孟子、戦国策、左伝、二年では論語、荀子、孫子、三年では管子、韓非子、書経を学ぶ。一部の文科は、一年では孟子、戦国策、左伝、二年では論語、荀子、礼記、三年では莊子、楚辞、書経を学ぶ。法科と比べると三年時は文学的要素の強い古典が選ばれている。二部（工・理・農）と三部（医）は一年では孟子、二年では史記を学び、三年時に漢文の授業はない。そして全学科の一年時に復文が課されている。これらの古典を選んだ意図について中学校、高等中学校、高等学校の教科書との比較から検証する。

まずこれらの古典の中学校用（高等中学を除く）教科書での採録状況を見ていきたい。明治初期は区別が難しいので小学校用のものも含め、明治九年（一八七六）から明治三十年までの複数の古典から採録した教科書、九十二種三

四〇冊を調査の対象とした¹⁷⁾。その教材の総数は一八二六九篇にのぼり、日本漢文は一〇六二七篇、中国の古典は七三一五篇、西洋人による著作と漢訳教材は二四〇篇という割合である。

教科書に採られた中国古典教材七三一五篇のうち、雨山が選んだ古典を採録数の多い順に並べると、論語三九三篇、孟子二九二篇、礼記二七一篇、史記二〇七篇、左伝一一九篇、書経九六篇、戦国策八五篇、荀子六六篇、莊子三九篇、韓非子三三篇、管子一七篇、孫子一一篇、楚辞六篇となる。これらの古典は小中学校では大半が入門用の格言等の短い教材という扱いであり、一定の分量を持った教材ばかりではない。そのため人生訓、特に儒家の教えを説いた古典が多く採録された。採録数の差は難易度も左右している。楚辞のように格言としてあまり引用されず、難易度も高い作品は採録数が少なかった。雨山の改正案は中学校でよく用いられていた古典ばかりではなく、採録数の少ない教材も取り入れた。高校用の教科書改正案であるため、中学校で断片的に学んできた作品を厳選し、まとまった分量の教材として用いようとしたのであろう¹⁸⁾。

次に明治二十年代末までの高等中学校、高等学校用教科書の傾向を見ていきたい。高等学校の教科書は数が少ない

ため、その前身である高等中学用のものも含めた。明治十九年度の第三高等中学校では、謝選拾遺（頼山陽編。予科第一級）、春秋左氏伝（予科第一級・第二級）、文章軌範（予科第三級）、通鑑攬要（姚培謙ほか。別課第一級）、日本外史（頼山陽。別課第二級）が使用されていた。漢文以外の教科では、倫理科では大学、中庸、論語、小学が用いられていた。

同年度の第三高等中学校予科では、孟子（第一級）、正文章軌範（第二級）、日本政記（頼山陽）または小品文鈔（土屋栄編『近世名家小品文鈔』と思われる。第三級）が用いられていた。さらに倫理科では大学、中庸、論語を学び、歴史科で皇朝史略（青山延子）、続皇朝史略（石村貞一）、十八史略、元明史略（後藤芝山）を学んでいた。

山口高等中学校は明治二十五年には予科では正文章軌範（第一級）、史記伝抄（第二級）、八大家文読本（第三級）を学び、本科の漢文では左伝（法科・文科、第一級・第二級）を学んでいた¹⁹⁾。漢文科では文章軌範や八大家読本の他に小品文を学び、倫理科では経書、歴史では十八史略、史記が用いられ、左伝は漢文と歴史の双方で使われていた。このように厳密ではないが古典の用い方に区別があったことがわかる。そして日本人の著作が多いこと

にも注意したい。

続いては高等学校用に編まれた教科書の例である。第一高等学校漢文科教員(那珂通世、宇田廉平、塩谷時敏、島田鈞一)編『高等漢文読本』八巻(共益商社、明治二十七年九月―明治二十八年(一八九五)九月。巻五のみ再版を使用)の構成は次の通りである。

卷一…資治通鑑、五代史記、続資治通鑑、繹史、聖武記／卷二…宋文／卷三…唐文／卷四…戰国策、史記／卷五…漢書、後漢書、三国志／卷六…楚辭、漢文附魏晉文／卷七…春秋左氏伝、国語／卷八…尚書、孫子、列子、莊子、荀子、韓非子²⁰

前述の高等学校と異なるのは日本漢文がないことと、思想教材をより多く扱っていることにあるだろう。論語や孟子を選んでいないのは、倫理科の教科書として使用されていたと考えられる。

「希望」がまとめられるまでの中学校用、高等学校用の教科書と比べると、雨山の改正案は周秦漢の作品が中心で、それより後の時代の作品や日本漢文を採っていないことに特徴がある。日本漢文教材は中学校用では過半数を占め、高等学校でも一部使用されたが、雨山は改正案に入れなかった。明治四十年代には日本の近世の作には内容は分かり

易いが用語に難しいものがあり、日本漢文のすべてが漢文教育に適しているとは限らないという見解も現れる。⁽²¹⁾ 雨山が日本漢文を改正案に入れなかった理由には、それを中学校で学ぶ初級者用のものと見なしていた可能性もあるが、やはりこの見解と同じく特殊な文字の用法を含む日本漢文は文の模範とするには不十分であると判断したものと考えられる。

雨山は「支那古代の詩変を論ず」において、「姫周一代は実に支那文学の淵源たり」、「泗洙の洪波も其源に溯洄すれば竟に是れ周公の余流たるに過ぎず⁽²²⁾」と述べている。後の時代の文学は周代の余流であると捉えている所から見れば、高等学校の限られた時間の中で教材を選び、漢文の読解力、表現力を高めるには、その淵源である時代の作品を中心に据えるべきであると判断したのだろう。

これまで雨山の「希望」の特質について同時代の中学校、高等学校の教科書との比較により検証してきた。その結果、同時代人が共有する問題意識によりまとめられた同文書には、白本を用いるという高度な要求は明治期では実現しなかったが、語法の指導、短句短文の活用、復文の再評価等に時代を先取りした側面を備えていたことが明らかとなった。そして改正案において周秦漢の作品を中心としたのは

漢文の源流を学んでこそ力が着くという判断によるものであると推察した。

次にこうした雨山の漢文教育に対する見解が図書審査官としてどのように反映されたのか、教科書検定時の判断基準について改めて考察を加えたい。

三 教科書検定の判断基準

今回扱った教科書検定に使用された教科書は、すべて東京書籍附設教科書図書館東書文庫所蔵のものである。雨山が担当した教科書は、表紙に貼られた小さな白紙に記されている「長尾」というサインや、教科書に添付の付箋に「榎太郎印」という印から見分けることができる。それらの教科書から判断すると、雨山は明治三十二年十一月に図書審査官に着任した後、明治三十三年（一九〇〇）三月から明治三十四年（一九〇一）四月までの間に中学校用十二種、高等女学校用五種の漢文教科書を検定した。これは現存する教科書をもとにした数であるので、実際はそれより多くの教科書を検定したと考えられる。修正意見の中で雨山が記したことが確かなものを選び、その審査の傾向を考察する。

雨山が検定を担当していた明治三十年代前半は、文部省

が中等教育の整備を進め、教育界においても漢文教授法、漢文教科書編集に関する議論が二十年代よりも活発になった。文部省は明治三十一年（一八九八）には「尋常中学校教科細目調査報告」（文部省高等学務局編、三協「印刷」）を作成して各教科の方針に関する試案を示し、漢文では島田重礼・那珂通世によって「尋常中学校漢文科教授細目」（以下「細目」と略す）がまとめられた。福山義春・服部誠一編『中等教科漢文読本』十巻（阪上半七、明治三十二年（一八九八）二月、検定済）等、「細目」に準じた教科書も編まれていたが、すべての教科書が「細目」に基づいた訳ではなく、むしろ批判の声が上がった。それは試案の内容が道徳教育と歴史教材に偏っていたからである。「細目」では中学校の漢文科の目標は、漢文を理解させ、作文のために語彙を学ばせ、「兼ネテ徳性ノ涵養ヲ資クルニ在リ⁽²³⁾」とした。これが徳育のみに偏り、知育、情育への配慮がないと批判された。その学年ごとの教材は次のような構成である。

第一学年…皇朝史略、国史略（巖垣松苗等）、日本政記、日本外史／第二学年…国史、近世日本の名文／第三学年…通鑑攬要、通鑑輯覽（諸理齋）、通鑑綱目、明清文／第四学年…通鑑綱目、資治通鑑、唐宋文／第

五学年・唐宋文、資治通鑑、史記、孟子⁽²⁴⁾

日本の歴史書から学び始め、中国の歴史書に進み、名文教材や思想教材へと進むという構成であり、歴史書が過半数を占めている。これに対して歴史教材に偏っているという批判が起きた。

民間の漢文教育に従事する人々ばかりではなく、文部省内の検定担当者も必ずしも「細目」に依拠しなかった。数学科の検定ではこの試案が基準になったという指摘があるが、漢文科では「細目」とは異なる基準で検定を行った担当者がいた。雨山もその一人である。

「細目」の高学年用に適した教科書である秋山四郎編『通鑑綱目鈔』上下巻（金港堂書籍、明治二十九年三月）は、雨山が検定を担当し、不認可となった。四、五年生には難しくないが、「歴史ノ抜抄ヲ以テ読本ニ充用スルハ未タ全ク読本ノ目的ニ適合スルモノニアラス」という理由である（表紙下部。一部抜萃。以下同様に丁数・頁数に続けて付箋の位置を記す）。「読本ノ目的」を具体的に述べてはいないが、特定の古典に偏ることなく文章を集めて読解力を高めるものを理想としたのであろう。⁽²⁶⁾

具体的な教材に対する雨山の評価も確認しておきたい。

伊藤松雄編『清国時文類纂』（明治書院、明治三十四年四

月）を雨山は不認可とした。⁽²⁷⁾ その理由は記されていないが時文のみの採録であることに加えて、同時代の中国の文章である時文が雨山の理想とする教材ではなかったからであると考えられる。

次に、岩谷英太郎編、服部宇之吉関『女子漢文読本』四巻（集英堂、明治三十二年十二月）に収録された教材への修正意見を取り上げる。この教科書は不認可とされたが、改訂版を見ていないので、雨山の意見がどのように反映されたのかは不明である。

『十八史略』唐太宗には、「此文首尾突骨削去ル可ナランカ」（巻四、二十四丁裏下部）と構成に難があることを指摘した。周代の文章を優先的に教材に選んだ雨山としては『十八史略』の文章に不十分な点があると見たのだろう。

青山延光「仁和寺僧」には「此章削ル可ナリ」（同上巻一、十八丁裏下部）という意見を付け、大槻禎「相州洋航海」には「文拙シ省ルヲ可トス」（同上巻三、二十四丁裏下部）と記している。前述したように雨山は五高の教科書改正案に日本漢文を含めなかったが、こうした意見を見ると、やはり雨山が日本漢文には模範として適さないものも含むと判断していた可能性がより高まる。

雨山の判断基準を考えるために、他の図書審査官の意見

と比較する。深井鑑一郎編『刪修撰定中学漢文』十卷（吉川半七、明治三十四年三月刪修訂正五版、検定不認可）には「林」という担当者（林泰輔か）が、「本書ノ材料ハ率ネ歴史事實ノミニテ動植物又ハ器械工芸等ノ記事ニ至リテハ一モ収載セザルハ欠点ト云フベシ」（巻一、一頁下部。一部抜萃）という意見を付けた。題材の幅が狭いことを欠点として指摘したのである。「動植物又ハ器械工芸等ノ記事」を載せることは明治二十年代から盛んになり、明治三十年以降は、漢文科が多くの語彙を学ぶことができる有益な教科であることを主張し、生徒の興味をひくために流行した。さらに「細目」の德育重視と歴史教材中心という方針に対抗することも題材の幅が広がった要因である。林という担当者は民間の流行に近い立場で検定を行っていた。

このように、検定制度は取り締まりではなく、良質な教科書を生徒に届けるという目的もあり、編著者達の新しい試みを後押しする作用も果たしていたことがわかる。²⁸

林と雨山の共通点は、歴史に偏重した教材構成を評価しなかったことと、文部省の試案に全面的には依拠しなかったことにある。その違いはそれに賛同しなかった理由にあるだろう。文部省の試案である「細目」は、漢文の読解力を高め、「兼ネテ徳性ノ涵養ヲ資クル」ことを目的とした。

そして「細目」に対して漢文教育においても德育、知育にも配慮すべきであると批判が起き、様々な分野の教材を揃えた教科書が編まれた。林もこれを支持する立場で検定を行っていた。德育重視と德育偏重に反対する立場とは対立しているようであるが、漢文の読解や作文以外の要素に着目しているという意味においては同じである。漢文教育の意義を訴えるためには、德育、情育、知育といった分野でも漢文が貢献できることを主張する必要があり、両者の立場にはそれぞれ理由があった。しかし雨山はそうした付加価値よりも、漢文の学習自体に重点を置いていたために偏った教材構成に賛同しなかったと考えられる。中学生や高校生が卒業後に各自の仕事に活かせるように漢文の読解力、表現力を高めることができる教科書であるかどうか、雨山の教科書検定の判断基準であった。

漢文教育史における長尾雨山は、漢文教育の核心的な指導内容である漢文の読解力、表現力の向上を重視し、先駆的な提言を行ったという位置付けができるだろう。その提案の一つである復文は今日においても注目されている学習法である。²⁹後世においても有効な提案を行うことができたのは、雨山が漢文教育の本質を把握していたからに他ならない。

おわりに

本稿では「漢文科ニ就テノ希望」に見られる長尾雨山の漢文教育改正案を中学校、高等学校の教科書と比較することでその特質を考察した。漢文教育史においては、語法の指導や復文の再評価等、漢文の構造把握の指導法に関して先駆的な提案をしていたことを明らかにした。教科書の編集方法に関しては、短句短文の活用を早い時期に提案したことを述べた。高等学校用の教科書改正案では漢文の源流とすべき周代の文章を中心に学んでこそ、漢文の読解力、表現力を高めることができるという判断をしていたと推察した。教科書検定では、漢文教育の本質を把握した立場によって検定を行っていたと結論づけた。

長尾雨山が漢文の他に検定を担当した小学校の習字については本稿では触れることができなかった。習字の教科書に残された修正意見を分析することで教育面における雨山の活動がさらに明らかになるだろう。これは今後の課題としたい。

注

(1) 樽本照雄「金港堂・商務印書館・繡像小説」、「清末小説研

究」三号、一九七九年十二月等。

(2) 樽本照雄「初期商務印書館における教科書の系譜―『最新国文教科書』第1冊まで―」、「大阪経大論集」第五三巻第四号、二〇〇二年十一月等。

(3) 算術・数学は国次太郎に「検定制度の成立と算術教科書」(『佐賀大学教育学部研究論文集』第二四集(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九七六年八月)等の多くの研究がある。修身は中村紀久二『検定済教科用図書表解題』(教科書研究資料文献、芳文閣復刻、一九八五年十二月)等が明らかにしている。歴史は竹田進吾「田中義廉編『改刻日本史略』への文部省付箋」(『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第五二集、東北大学大学院教育学研究科、二〇〇四年三月)等がある。国語は甲斐雄一郎『国語科の成立』(東洋館出版社、二〇〇八年十月)等がある。

(4) 浅井昭治「旧制中等学校の漢文教材と方谷・中洲の詩文」、「三島中洲研究」二号、二松学舎大学21世紀COEプログラム事務局、二〇〇七年三月等。

(5) 拙稿「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」、「中国近現代文化研究」第一〇号、中国近現代文化研究会、二〇〇九年三月等。

(6) 杉村邦彦「長尾雨山とその交友」最終回、『墨』一三〇号、芸術新聞社、一九九八年二月。

(7) 杉村前掲注(6)、一六五頁。

(8) 『官報』第八二九号、内閣官報局、一八八六年四月十日、八

七頁。

- (9) 『官報』第三二九五号、内閣官報局、一八九四年六月二十五日、二七〇頁。
- (10) 高等学校については、寛田知義『旧制高等学校教育の成立』(ミネルヴァ書房、一九七五年二月)、旧制高等学校資料保存会編『旧制高等学校全書』第一巻総説編(旧制高等学校資料保存会刊行部、一九八五年十二月訂正版)等を参照した。
- (11) 長尾雨山の経歴については、杉村邦彦「長尾雨山とその交友」第一四回(『墨』一二九号、芸術新聞社、一九九七年十二月、一八一頁)等を参考にした。
- (12) 深井鑑一郎「凡例」、同編『中等教育標註漢文入門』吉川半七、一八九二年十一月、凡例一丁裏―二丁表。
- (13) 杉村前掲注(6)、一六六頁。以下、「漢文科ニ就テノ希望」の引用はすべて同じ頁である。
- (14) 漢文教科書における構文把握の試みについては、拙著『明治漢文教科書集成』補集I解説(不二出版、二〇一七年十二月、三八―五二頁)に述べた。
- (15) 復文の概要及び『中等漢文教科書』の復文の例は、古田島洋介「復文の地平―失はれた学習法の復活を目指して―」(『明星大学研究紀要』日本文化学部・言語文化学科』第一五号、明星大学青梅校、二〇〇七年三月)等を参照した。
- (16) 指原安三『漢文読本』については拙著前掲注(14)、一四二―一五七頁に述べた。
- (17) 拙著前掲注(14)の二〇一―二二〇頁、二二七―二二九頁より選択した。認可・不認可の区別をせず、教材の著者名か出典名が記されている教科書を扱った。さらに修身科用の漢文体の教科書も含めた。
- (18) 雨山が挙げた古典をすべて採録した教科書は明治期において二点確認できた。その内の一点が本文に述べた、短句短文を入門教材に用いた指原『漢文読本』であり、雨山の改正案に近い要素が見られる。この教科書は明治二十六年に嘉納治五郎が設立した国語漢文教授法研究のための学会での活動成果をもとに編まれたものである。当時嘉納は文部省参事官等の職にあり、文部省に属していた雨山がこの学会に関わっていた可能性もあるが現時点では未詳である。
- (19) 上記の教科書は、旧制高等学校資料保存会編『旧制高等学校全書』第三巻教育編(旧制高等学校資料保存会刊行部、一九八五年十二月訂正版、四二―四二八頁)に基づいた。明治から昭和初期までの高等学校用の漢文教科書は、加藤国安『明治漢文教科書集成』第三期解説・総索引(不二出版、二〇一五年九月、七三―七九頁)に紹介されている。
- (20) 『高等漢文読本総目略』(第一高等学校漢文科教員編『高等漢文読本』巻之一、共益商社、一八九四年九月、総目略―二頁)をもとに作成した。
- (21) 小柳司気太「中等教育に於ける漢文の地位を論じて其教授法に及び併せて文部省に望む」(『東亜の光』第四巻第八号、東亜協会、一九〇九年八月、五六頁)には事例を挙げて日本漢文教材の問題点が述べられている。

(22) 長尾楨太郎「支那古代の詩を論ず(続)」、『龍南会雑誌』第六四号、龍南会、一八九八年三月、二頁。

(23) 文部省高等学務局編『尋常中学校教科目調査報告』三協「印刷」、一八九八年六月、漢文科一頁。

(24) 前掲注(23)、漢文科一—五頁。「尋常中学校漢文科教授細目」については、久木幸男「明治儒教と教育(続)——世紀転換期を中心に——」(『横浜国立大学教育紀要』第二九集、横浜国立大学、一九八九年十月)を参照した。

(25) 国次太郎「数学教科書と教科書検定制度——明治30年代前半を中心に——」、「佐賀大学教育学部研究論文集」第二九集N・o・1(II)、佐賀大学教育学部、一九八一年七月、二七—二頁。

(26) 拙稿「漢文教材の変遷と教科書調査——明治三十年代前半を中心として——」、「日本漢文学研究」六号、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム、二〇一一年三月、九九—一〇二頁。

(27) 拙稿「漢文教科書における時文教材——明治期の検定制度との関わりから——」、「中国文化」第七〇号、中国文化学会、二〇一二年六月、九六頁。

(28) 深井鑑一郎の教科書への付箋は、拙稿前掲注(26)参照。他に長尾雨山の修正意見は拙稿「漢文教材の変遷と教科書調査——女子漢文教科書を中心に——」(『中国近現代文化研究』第一七号、中国近現代文化研究会、二〇一六年三月、八頁)に述べた。同拙稿には、雨山自身の漢詩に対する修正意見も紹介した(十頁)。

(29) 古田島前掲注(15)を参照のこと。

(附記) 本稿は第三回中国近現代文化研究会大会シンポジウム「長尾雨山と近代中国」での口頭発表「明治期漢文教育における長尾雨山」を加筆、訂正したものである(二〇一七年九月、大阪市立美術館)。当日ご意見・ご質問を下された方々に謝意を表したい。

(大妻女子大学非常勤)